

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第35号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
種類	貸付限度額	償還期間 (据置期間を含む。)	据置期間	種類	貸付限度額	償還期間 (据置期間を含む。)	据置期間
1 経営等改善資金 1～12 略	略	略	略	1 経営等改善資金 1～12 略	略	略	略
				13 <u>潮流計測装置設置資金</u> <u>音波により</u>	2,000,000	5年以内	1年
				<u>船下の潮流の</u>	円		<u>以内</u>
				<u>方向を、流速</u>			
				<u>等感知する</u>			
				<u>ための機器等</u>			
				<u>の設置に必要な</u>			
				<u>資金</u>			
2 略	略	略		2 略	略	略	
3 青年漁業者等 養成確保資金				3 青年漁業者等 養成確保資金			
1 研修教育資金				1 研修教育資金			
青年漁業者、漁業労働 に従事する者 その他の漁業 を担うべき者 が近代的な沿岸漁業の経営 方法又は技術を 実地に習得 するための研	(1) <u>国内</u> <u>研修にあ</u> <u>っては、</u> <u>1人につ</u> <u>き月額</u> <u>150,000</u> <u>円(12月</u> <u>を限度と</u> <u>する。)</u>	略	略	青年漁業者、漁業労働 に従事する者 その他の漁業 を担うべき者 が近代的な沿岸漁業の経営 方法又は技術を 実地に習得 するための研	1,800,000	略	略
修で、知事が 定める基準に	(2) <u>国外</u> <u>研修にあ</u> <u>っては、</u>			修で、知事が 定める基準に	円		

適合するもの を受けるのに 必要な資金	<u>1人につき</u> <u>1,000,000</u> 円				
2 高度経営技 術習得資金 青年漁業者 が行う近代的 な沿岸漁業の 経営方法又は 技術の習得 で、知事が定 める基準に適 合するものに 必要な資金	<u>1人又は1</u> <u>団体につき</u> 1,500,000 円	略	略		
3 漁業経営開 始資金 知事が定め る基準に基づ き、青年漁業 者又はその組 織する団 体が、近代的な 沿岸漁業の経 営を自ら行う 場合に当該経 営を開始する のに必要な資 金	<u>1人又は1</u> <u>団体につき</u> 20,000,000 円	略	略		
適合するもの を受けるのに 必要な資金					
2 高度経営技 術習得資金 青年漁業者 が行う近代的 な沿岸漁業の 経営方法又は 技術の習得 で、知事が定 める基準に適 合するものに 必要な資金	1,500,000 円	略	略		
3 漁業経営開 始資金 知事が定め る基準に基づ き、青年漁業 者又はその組 織する団 体が、近代的な 沿岸漁業の経 営を自ら行う 場合に当該経 営を開始する のに必要な資 金	20,000,000 円	略	略		

別表第2（第11条関係）

貸付金	貸付け の条件	区分	証明 書等
操船作業省力化機器等設置 資金、補機関等駆動機器等 設置資金、燃料油消費節減 機器等設置資金、救命消防 設備購入資金、漁船転覆防 止機器等設置資金、漁船衝 突防止機器等購入等資金、 婦人・高齢者活動資金、又 は漁業経営開始資金	略		

別表第2（第11条関係）

貸付金	貸付け の条件	区分	証明 書等
操船作業省力化機器等設置 資金、補機関等駆動機器等 設置資金、燃料油消費節減 機器等設置資金、救命消防 設備購入資金、漁船転覆防 止機器等設置資金、漁船衝 突防止機器等購入等資金、 <u>潮流計測装置設置資金</u> 、婦 人・高齢者活動資金、又は 漁業経営開始資金	略		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。